

利用料金表一例1-1 特別養護老人ホーム 会津寿楽荘 令和7年4月1日～

【多床室 自己負担1割の場合】

要介護度	介護保険対象料金			介護保険対象外料金(自己負担分)				利用料金 月額:円 (30日換算)
	介護保険サービス費 (月額:円)	各種加算合計額 (個別リハビリを含む) (月額:円)	処遇改善加算 (月額:円)	介護保険負担 限度額	食費	居住費	管理費	
					(月額:円)	(月額:円)	(月額:円)	
要介護 1	589	76	2,713	非該当	1,445	915	500	93,963
				3段階②	1,360	430	500	76,863
				3段階①	650	430	500	55,563
				2段階	390	430	500	47,763
				1段階	300	0	500	32,163
要介護 2	659	76	2,999	非該当	1,445	915	500	96,349
				3段階②	1,360	430	500	79,249
				3段階①	650	430	500	57,949
				2段階	390	430	500	50,149
				1段階	300	0	500	34,549
要介護 3	732	76	3,297	非該当	1,445	915	500	98,837
				3段階②	1,360	430	500	81,737
				3段階①	650	430	500	60,437
				2段階	390	430	500	52,637
				1段階	300	0	500	37,037
要介護 4	802	76	3,582	非該当	1,445	915	500	101,222
				3段階②	1,360	430	500	84,122
				3段階①	650	430	500	62,822
				2段階	390	430	500	55,022
				1段階	300	0	500	39,422
要介護 5	871	76	3,864	非該当	1,445	915	500	103,574
				3段階②	1,360	430	500	86,474
				3段階①	650	430	500	65,174
				2段階	390	430	500	57,374
				1段階	300	0	500	41,774

各種加算内訳(①～⑤ 体制加算 ⑥随時加算)

①日常生活継続支援加算 (月額:円)	②夜間職員配置加算 (月額:円)	③看護体制加算Ⅰ (月額:円)	④看護体制加算Ⅱ (月額:円)	⑤処遇改善加算 ※別記
36	16	4	8	13.60%
⑥個別リハビリ加算 (月額:円)				
12				

注1: 処遇改善加算について・・(介護保険サービス費+各種加算合計額) × 13.6% が加算されます。

利用料金表一例1-2 特別養護老人ホーム 会津寿楽荘 令和7年4月1日～

【多床室 自己負担2割の場合】

要介護度	介護保険対象料金			介護保険対象外料金(自己負担分)			利用料金 月額:円 (30日換算)
	介護保険サービス費	各種加算合計額	処遇改善加算	食費	居住費	管理費	
	(日額:円)	(日額:円)	(月額:円)	(日額:円)	(日額:円)	(月額:円)	
要介護 1	1,178	162	5,426	1,445	855	500	116,626
要介護 2	1,318	162	5,998	1,445	855	500	121,398
要介護 3	1,464	162	6,593	1,445	855	500	126,373
要介護 4	1,604	162	7,164	1,445	855	500	131,144
要介護 5	1,742	162	7,728	1,445	855	500	135,848

各種加算内訳 (①～⑤ 体制加算 ⑥随時加算)

①日常生活継続支援加算 (日額:円)	②夜間職員配置加算 (日額:円)	③看護体制加算Ⅰ (日額:円)	④看護体制加算Ⅱ (日額:円)	⑤処遇改善加算 ※別記
72	32	8	16	13.60%
⑥個別リハビリ加算 (日額:円)				
24				

利用料金表一例1-3 特別養護老人ホーム 会津寿楽荘 令和7年4月1日～

【多床室 自己負担3割の場合】

要介護度	介護保険対象料金			介護保険対象外料金(自己負担分)			利用料金 月額:円 (30日換算)
	介護保険サービス費	各種加算合計額	処遇改善加算	食費	居住費	管理費	
	(日額:円)	(日額:円)	(月額:円)	(日額:円)	(日額:円)	(月額:円)	
要介護 1	1,767	243	8,140	1,445	855	500	139,290
要介護 2	1,977	243	8,996	1,445	855	500	146,446
要介護 3	2,196	243	9,890	1,445	855	500	153,910
要介護 4	2,406	243	10,747	1,445	855	500	161,067
要介護 5	2,613	243	11,591	1,445	855	500	168,121

各種加算内訳 (①～⑤ 体制加算 ⑥随時加算)

①日常生活継続支援加算 (日額:円)	②夜間職員配置加算 (日額:円)	③看護体制加算Ⅰ (日額:円)	④看護体制加算Ⅱ (日額:円)	⑤処遇改善加算 ※別記
108	48	12	24	13.60%
⑥個別リハビリ加算 (日額:円)				
36				

◎介護保険利用者自己負担割合について

介護保険の利用者は、費用の一部を負担してサービスを利用します。負担割合は、前年の所得に応じて決定され一定以上の所得がある方は2割または3割、それ以外の方は1割です。

	自己負担割合
年金収入等340万円以上(合計所得金額220万円以上)	3割
年金収入等280万円以上(合計所得金額160万円以上)	2割
年金収入等280万円未満(合計所得金額160万円未満)	1割

◎介護保険負担限度額について

定められた条件を満たすことで、介護保険施設を利用する際に支払う居住費と食費を軽減できる制度です。

利用者負担段階	対象者		
第1段階	生活保護受給者		
第2段階	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が住民税非課税	本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額80万円以下	かつ、預貯金等の合計が650万円(夫婦は1,650万円)以下
第3段階①		本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額80万円超120万円以下	かつ、預貯金等の合計が550万円(夫婦は1,550万円)以下
第3段階②		本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額120万円超	かつ、預貯金等の合計が500万円(夫婦は1,500万円)以下
第4段階(非該当)	上記以外の方		

※年金収入額には老齢年金などの課税年金だけでなく、非課税年金(遺族年金、障害年金)も含む。

◎高額介護サービス費について

介護サービスを利用する場合に支払った利用者負担には月々の負担の上限額が設定されています。

1カ月に支払った利用者負担の合計が負担の上限を超えたときは、超えた分が払い戻される制度です。

区 分		負担の上限額(月額)
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上		140,100円(世帯)
課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満		93,000円(世帯)
市町村民税課税～課税所得380万円(年収約779万円)未満		44,000円(世帯)
世帯全員が市町村民税非課税		24,600円(世帯)
世帯全員が市町村民税非課税	前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	24,600円(世帯)
		15,000円(個人)
生活保護を受給している方等		15,000円(世帯)